

○三好市業者指名審査委員会設置要綱

平成27年3月2日
告示第7号
令和2年3月26日
告示第28号

(設置)

第1条 建設工事又は製造の請負、物品の購入その他について指名競争入札に参加する業者（随意契約の業者を含む。以下「指名業者」という。）の審査及び一般競争入札に関する事項の公正かつ適正な審議を行うため、三好市業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿（以下「名簿」という。）に登録する業者の資格に関する事項
- (2) 名簿登録業者の処分に関する事項
- (3) 市が発注する建設工事、測量、地質調査、設計及び工事監理の業務委託の指名業者選定に関する事項
- (4) 物品の購入、建物管理、保守点検等（前号に掲げる業務委託を除く。）の指名業者選定に関する事項
- (5) 一般競争入札に関する事項
- (6) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長、企画財政部長、環境福祉部長、産業観光部長、建設部長、教育委員会教育次長、水道課長、工務課長、管理課長及び管財課長
- (2) その他必要に応じ、次長、課長又はその他職員を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。ただし、委員長及び総務部長のいずれも欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ随時委員長が招集する。

2 会議は、委員長及び委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の合意で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

4 委員会の審議を要する事項で緊急を要するため会議を招集する暇がないときは、2分の1以上の委員に回議して委員長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

5 会議の議事内容は、公表しない。

(意見の聴取)

第6条 委員会において必要があるときは、委員長は、事業内容に応じ当該関係職員に出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、審査会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員又は関係職員は、その職務上知り得た委員会の内容については、秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。